

地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係規則
の整理に関する規則

(御杖村ふるさとづくり寄附条例施行規則の一部改正)

第1条 御杖村ふるさとづくり寄附条例施行規則(平成26年御杖村規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項」を「地方自治法第243条の2第1項」に、「収納代行事業者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

(御杖村会計規則の一部改正)

第2条 御杖村会計規則(昭和39年御杖村規則第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「き損した」を「毀損した」に改める。

第21条第1項中「第158条第1項」を「第173条の2第1項」に改め、同条第3項中「広報誌」を「広報紙」に改める。

第23条第2項中「広報誌」を「広報紙」に改める。

第30条中「領収したことを証する書類」を「収納した旨の通知」に改める。

第51条第1項中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

(御杖村簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第3条 御杖村簡易水道事業の財務に関する特例を定める規則(令和5年御杖村規則第23号)の一部を次のように改正する。

第18条中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条の2」を「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条の2の規定により準用される地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2から第243条の2から第243条の2の6まで」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。